

基本目標② 保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます

方向性（１） 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

方向性（２） 多様なニーズに応える保育サービスの充実

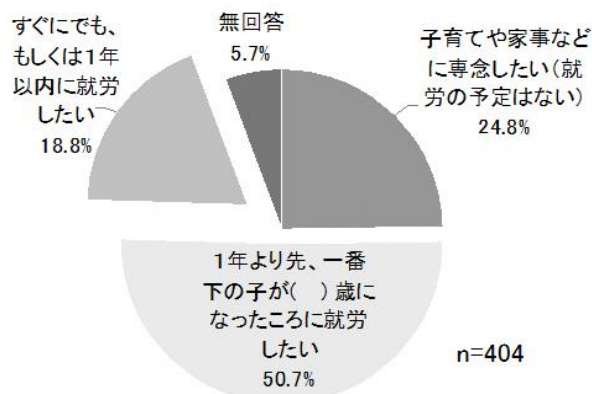
現状と課題

認可保育所の新設や家庭的保育の増加により定員数は増加しているものの、認可保育所の申込み者数が増え続け、平成 29 年度には 6,196 名となっています。そのため、待機児童数は減少していないのが現状で、平成 29 年度においてはそのすべてが 0～2 歳児であり、低年齢児の定員増や地域ごとの保育施設の適正な配置等が依然として大きな課題となっています。

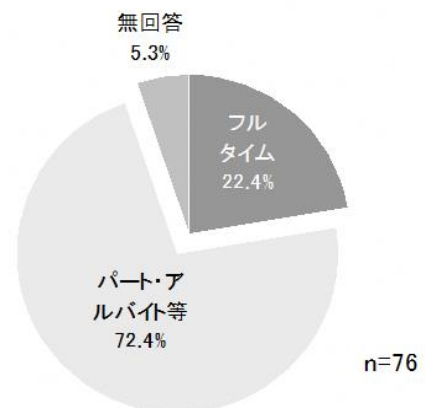
調査では、就労していない乳幼児の母親の 69.5%は就労の意思があり、そのうち、1 年以内に就労したいと考えている乳幼児の母親の約 2 割がフルタイム、約 7 割がパート・アルバイトでの形態を希望しています。保育環境の整備には、こうした就労の形態やニーズに合わせた対応が求められます。

さらに、延長保育や施設型の病児保育、幼稚園での預かり保育等の多様なニーズにも対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。

< 就労していない乳幼児の母親の就労意向 >



< 1年以内に就労希望の人の就労形態 >



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

今後の方向性

- 待機児童解消を進めるとともに、地域の子育て支援拠点の充実を図るため、認定こども園の新設を促進し、就労の有無や形態にかかわらず、安定して保育・教育を受けられるよう、教育・保育の環境づくりを進めます。なお、区立保育所等既存施設からの認定こども園化については、保育所の改築計画と合わせて検討していきます。

- 増加が予想される保育ニーズに対しては、認可保育所とともに小規模保育所など地域型保育事業の誘致、幼稚園の預かり保育の拡充等により、サービス量の拡充を図ります。また、家庭的保育事業では給食の自園調理を推進します。
- 保護者の就労形態やニーズの多様化に対応し、延長保育、病児・病後児保育等のサービスを更に充実します。特に病児保育については定員の拡大に努めます。
- 乳幼児期の質の高い保育は、その後の子どもの成長に大きな影響を与えることから、子どもが豊かに学ぶために保育の質の向上を図るため、「子ども主体の協同的な学びプロジェクト」を実施します。
- 小学校入学後にスムーズに学校生活になじむことができるようにするため、保育所及び幼稚園、並びに小学校との連携・交流等を通じた取組を推進します。

方向性（３） 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

現状と課題

一人ひとりの子どもが生きるための基礎的な力を身につけるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てていくことが重要です。

墨田区では、学校・家庭・地域の総合的な教育力の向上を通して子どもたちの学力向上を図るため、「学力向上“新すみだプラン”」により、学校での授業改善の取組に加え、新学習指導要領の内容に的確に対応するとともに、地域の教育力を活用し、自主的な学習の支援や家庭の教育力の向上に向けた施策を展開し、子どもたちの学びを支援しています。

特に、いじめの問題は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることから、区をあげて、その防止に取り組んでいく必要があります。

学校・家庭・地域が協力し、子どもたちが安心して学び、生きるための基礎的な力を伸ばすことができる環境の整備が求められます。また、「墨田区学習状況調査」で明らかとなった基礎の定着や学習時間の確保などの課題に取り組む必要があります。

今後の方向性

- 「すみだ教育指針」に基づき、子どもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、地域の特色にあった魅力ある学校づくり、よりよい学校教育を推進するためのしくみづくりなどに取組むことで、一人ひとりの子どもに応じた教育を展開し、確かな学力と豊かな人間性を育てていきます。
- 東京スカイツリーの完成に伴い「国際観光都市すみだ」の実現に向け、次代を担う子どもが国際的視野をもち、異文化を理解するとともにグローバルに交流の輪を

広げられるような国際理解教育を推進します。また、地球環境や地球エネルギーをはじめとした環境問題に関心が持てるよう、環境学習に取り組んでいきます。

- 「学力向上“新すみだプラン”」の展開により、学校・家庭・地域の連携で子どもたちの学びを後押し、教員の授業力の向上とともに、家庭における学習習慣づくりを進めます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、基本理念を定め、区、区立学校、保護者等の責務を明らかにするとともに、区の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めます。